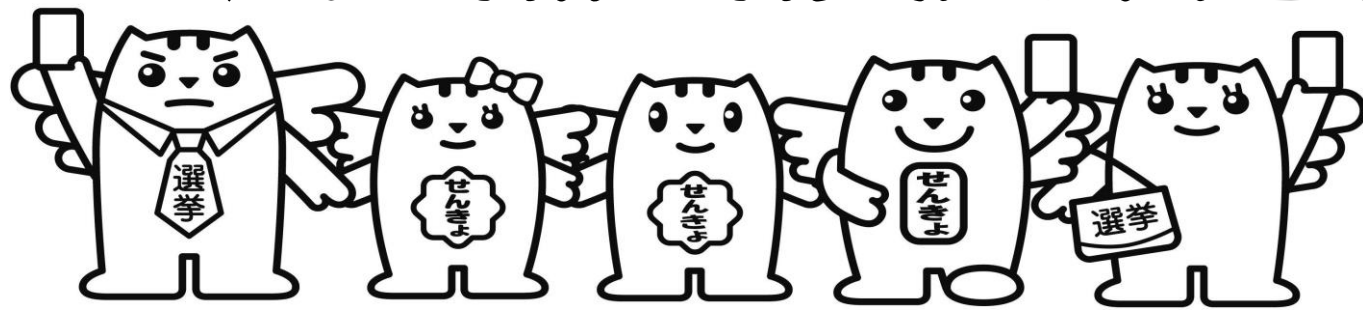


# ◆参議院議員通常選挙◆



宮津市選挙管理委員会から  
有権者の皆さんへ

## 投票日は 7月10日(日) です

### 投票できる方

平成16年7月11日以前に生まれた方で、令和4年3月21日以前から宮津市の住民基本台帳に記載されている日本国民の方  
※令和4年6月7日以後に宮津市内の別の住所に転居された方は、転居前の住所地の投票所で投票していただくことになります。

#### ▼最近転入された方の投票（下の表を参照ください。）

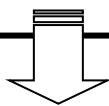
令和4年3月22日以後に転入し転入届を出された方は、前住所地の市町村で投票（当日投票又は期日前投票）をしてください。  
また、前住所地の市町村の選挙管理委員会に不在者投票の請求手続をすれば、宮津市又は最寄りの市町村で不在者投票をすることができます。

#### ▼転出された方の投票（下の表を参照ください。）

宮津市の選挙人名簿に登録されていた方で他の市町村へ転出された方は、新住所地への転入届を出された日によって、投票できる市町村が異なります。

○令和4年3月21日までに転出先の市町村に転入の届出をされた方は、新住所地の選挙人名簿に登録されますので、新住所地で投票することとなります。新住所地の選挙管理委員会に確認してください。

○転出届提出後4か月未経過の方で新住所地での転入手続が3月22日以後であった方は、宮津市で投票していただきます。宮津市の投票所で投票いただくか、転出先で投票される場合は、宮津市選挙管理委員会に不在者投票の請求手続をしてください。



届出の別	届出の日	転出先 で投票	宮津市 で投票	前住所地 で投票
宮津市に 転入届を 出された方	R4. 3.21 以前		◎	
	R4. 3.22 以後			◎
宮津市で 転出届を 出された方	R4. 3.21 以前に 新住所地へ転入届 を出された方	◎		
	R4. 3.22 以後に 新住所地へ転入届 を出された方 (※R4. 3.10 以後 に転出された方に 限ります。)		◎	

### 投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、下の表の投票所は、閉じる時刻を繰り上げていますのでご注意ください。

投票区名	建物の名称	投票時間
第19投票区	下世屋公民館	午後6時で閉じます。
第20投票区	世屋高原休憩所	午後7時で閉じます。
第22投票区	田原公民館	
第24投票区	日ヶ谷地区公民館	

### 投票所入場券 — 1枚の封書に最大で4人分あります —

世帯主あてに、圧着式で閉じられた封書を6月22日（水）に発送しました。

この封書を開いていただくと、ご家族の有権者の入場券が印刷されています。お間違いのないよう、一人ずつ切り離して投票所へお持ちください。（投票所は各入場券に記載してあります。）

万一届かない場合がありますら、ご遠慮なくお申し出ください。また、投票所入場券を紛失された場合や届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所でその旨お申し出ください。

お問合せは…宮津市選挙管理委員会 ☎45-1602 (直通)

裏面もご覧ください

## 期日前投票

選挙当日(7月10日)に投票所へ行って投票することができない方は、期日前投票をすることができます。

期日前投票所では、選挙当日に用事で投票に行けない理由・住所・氏名・生年月日等を「期日前投票宣誓書」にご記入いただいた後、選挙当日と同じ方法で直接投票箱に投票することができます。

※「期日前投票宣誓書」は、お届けする投票所入場券の裏面に印刷されていますので、事前に記入しご持参いただくことにより、期日前投票所での受付がスムーズにさせていただきます。

期日前投票期間 ... **6月23日(木)～7月9日(土)**

**午前8時30分から午後8時まで**

期日前投票所 ... **宮津市福祉・教育総合プラザ内 期日前投票所**

**(宮津阪急ビル (ミップル) 4階 にっこりあ前)**

※ 車でお越しの方は、宮津まちなか地域振興拠点施設立体駐車場をご利用ください。



期日前投票宣誓書

宣誓年月日	令和6年 月 日
選挙人氏名	
生年月日・性別	大・昭・平 年 月 日 男・女
現住所	宮津市字
番地	

1 仕事、学業、地域行事のため本人又は家族の投票困難  
2 投票区の区域外に外出、旅行、滞在  
3 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難  
4 住所移転のため、他市町村に居住  
5 天災又は悪天候により投票所への到達困難

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、以下のとおり期日前投票所を臨時設置します。

設置場所：**「府中地区公民館」** (宮津市字中野 678 番地)

設置日時：**7月3日(日)、4日(月) 午前9時30分から午後7時まで**

設置日時にご注意ください。 ※宮津市で投票できる方はどなたでも利用いただけます。

※ 入場券をご持参ください。(まだ届いていない場合は不要です。)

## 不在者投票

### 【病院や老人ホーム等で】

指定を受けている病院、老人ホーム等に入院又は入所中の方は、一部の例外を除いてその施設において投票できます。該当する方は、病院等の事務担当者にお申し出ください。

### 【郵便等投票で】

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方、介護保険被保険者証に「要介護5」と記載のある方に限られます。

また、身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で、別の一定の要件に該当する方は代理記載による郵便等投票を行うことができます。

※ 既に郵便等投票証明書の交付を受けている方は、7月6日(水)までに投票用紙等の請求を行ってください。

### 【滞在地、転出先で】

宮津市の選挙人名簿に登録されている方(登録住所へ入場券を発送しています。)で、宮津市の投票所へ行けない方(旅行や出張等で長期不在の方、18歳以上の学生の方、最近転出された方など)は、滞在地又は転出先で不在者投票ができます。宮津市選挙管理委員会に投票用紙等を請求いただき、最寄りの選挙管理委員会で投票してください。

～ 電子申請による請求 ～

滞在地での不在者投票の場合、パソコンやスマートフォンで電子申請による投票用紙の請求もできます。

※パソコンやスマートフォンでの電子申請にはマイナンバーカードを読み取るカードリーダーや対応スマートフォン、マイナポータルAPのインストールなど事前準備とマイナンバーカードによる電子署名が必要です。(市ホームページもご覧ください。)

### 【新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ】

投票用紙等の請求時に、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が6月23日から7月9日までの期間にかかるの見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。特例郵便等投票を希望される方は、「外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面」を添付した「請求書」を7月6日(水)までに宮津市選挙管理委員会に送付してください。

※詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

## 代理投票

心身の事情などで文字の書けない方は、代理投票ができます。本人が投票所でその旨申し出てください。

※ 選挙人本人が投票所へお越しいただくことが必要です。投票所の事務従事者が本人の意思を確認させていただき、代理で投票用紙に記載をします。

### 【参議院議員の定数】

定数	備考
選挙区選出議員 148人 (うち京都府選出 4人)	今回改選議員数 74人 (うち京都府 2人)
比例代表選出議員 100人	今回改選議員数 50人

## その他

【投票用紙は2種類あります】

参議院京都府選挙区選出議員選挙 ⇒ 「候補者氏名」を記入してください。

〃 比例代表選出議員選挙 ⇒ 「候補者氏名又は政党等の名称若しくは略称」を記入してください。

## 開票

7月10日(日)午後9時(予定)から宮津市民体育館で行います。

有権者はどなたでもご覧になれます。

使用済みのポスター掲示板(ベニヤ板)を有料(1枚200円)でお譲りします。ご希望の方は、7月7日(木)までに選挙管理委員会へ電話でご連絡ください。

表面もご覧ください